個別共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　徳島県発注に係る藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業として実施する設計（工事監理）業務（当該業務内容の変更に伴う業務含む。以下、単に「業務」という。）

二　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○（以下「当個別企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当個別企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当個別企業体は、令和　年　月　日に成立し、○○業務の業務受託契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)○の部分には、たとえば３と記入する。

２　○○業務の受託することができなかったときは、当個別企業体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

（参加企業の住所及び名称）

第５条　当個別企業体の参加企業（当企業体を構成する設計企業及び工事監理企業をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地　○○会社

○○県○○市○○町○○番地　○○会社

（代表者）

第６条　当個別企業体は、○○会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当個別企業体の代表者は、○○業務の履行に関し、当個別企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当個別企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　参加企業は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第２章及び第３章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当個別企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当個別企業体の解散後、当個別企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の参加企業である一の企業に対しその他の参加企業である企業が委任するものとする。

（分担工事額）

第８条　各参加企業の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の増減変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○業務 ○○会社

○○業務 ○○会社

２　前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当個別企業体は、参加企業全員をもって運営委員会を設け、○○業務の履行に当たるものとする。

（参加企業の責任）

第10条　参加企業は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当個別企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、当個別企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（参加企業の必要経費の分配）

第12条　参加企業はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本業務の実施中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、参加企業の分担額を決定するものとする。

（参加企業の相互間の責任分担）

第14条　参加企業がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該参加企業がこれを負担するものとする。

２　参加企業が他の参加企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係参加企業が協議するものとする。

３　前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当個別企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における参加企業の脱退）

第16条　参加企業は、当個別企業体が業務等を完了する日までは脱退することができない。

（業務等の途中における参加企業の破産又は解散等に対する処置）

第17条　参加企業のうちいずれかが業務の途中において破産、解散その他の理由により業務を実施できなくなった場合においては、当該参加企業以外の参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当個別企業体が解散した後においても、当該業務等に関して、契約の内容に適合しないものがあったときは、各参加企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○会社外○社は、上記のとおり、藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業個別共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に参加企業が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　年　月　日

○○（個別企業体の名称）

○○会社　代表取締役 ○ ○ ○ ○ 　印

○○会社　代表取締役 ○ ○ ○ ○ 　印

個別共同企業体協定書第８条に基づく協定書

徳島県発注に係る下記業務等については、藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業個別共同企業体協定書第８条の規定により、当個別企業体の参加企業が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○業務 ○○会社 　　　○○円

○○業務 ○○会社 　　　○○円

○○会社外○社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に参加企業が記名捺印して各自所持するものとする。

令和　年　月　日

○○（個別企業体の名称）

代表者 ○○会社 代表取締役 ○○○○ 　印

○○会社 代表取締役 ○○○○ 　印